

## 議案第24号

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成30年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

### 記

八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例  
八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例（平成17年条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 八幡浜市楠町物流倉庫使用料 (単位：円)				別表第2 八幡浜市楠町物流倉庫使用料 (単位：円)			
種類名	名称	金額	単位	種類名	名称	金額	単位
(略)				(略)			
県野積場	楠町岸壁野積場	<u>140.85</u>	1平方メートル 1年につき	県野積場	楠町岸壁野積場	<u>135.52</u>	1平方メートル 1年につき
備考 (略)				備考 (略)			

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市楠町物流倉庫の管理及び利用に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以降に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

愛媛県港湾管理条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

